

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、現在実施している「熊谷ラグビー場改修工事設計業務」に対し、発注者、設計業務委託事業者（以下「設計者」という）と協力し、施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行う設計技術協力事業者を選定し、確実な工事施工につなげることを目的とする。

なお、事業者の選定には、最もふさわしい専門能力を有する者を特定するために公募型プロポーザル方式を採用するものである。

2 業務の概要

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 業務名 | 熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務 |
| (2) 委託箇所 | 熊谷市上川上地内 |
| (3) 業務内容 | 本工事施工者の立場から高度な技術提案及び技術支援を行う |
| (4) 履行期限 | 平成28年9月30日 |
| (5) 委託額 | 1,935,000円（税抜）参考額 |

3 資格要件

技術提案書の提出者は、次に掲げる条件の全てを満たす単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件をすべて満たしている特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。また特定企業体にあつては、技術提案書の提出期限の日までに入札参加資格審査の申請をしていること。

- (1) 建設業の許可
単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 建築士事務所の登録
単体又は特定企業体における代表構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- (3) 経営事項審査における総合評定値
単体及び特定企業体の各構成員は、建築工事業について、技術協力業務に係る見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）の日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。単体または特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,500点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員はその総合評定値が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、見積合わせの日の直近のものであること。
なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書きに規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が見積合わせの日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。
- (4) 施工実績
単体又は特定企業体の代表構成員は元請けとして、平成8年度以降に完成した次の基準を満たす同種工事を施工した実績を有すること。（特定企業体の構成員としての実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る）
 - ・7,000席以上の観覧席を有する観覧場新築工事・改築工事又は増築工事（ただし増築した部分が7,000席以上であること）
- (5) 配置予定の管理技術者
 - ① 単体又は特定企業体の構成員は次に掲げる者のいずれかを有する者を本業務の管理技術者として配置できること。
 - ・建設業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士
 - ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの。
 - ② 配置予定の管理技術者は、当該者が在籍する技術提案者と参加表明書の提出期限日

の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

- ③ 配置予定の管理技術者が特定できないときは、複数の候補者を参加資格要件確認資料に記載すること。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。
- ④ 技術提案に参加資料とする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。
- ⑤ 代表権を有する役員が、実施設計業務等の受注者である株式会社松田平田設計の代表権を有する役員を兼ねていないものであること。
- ⑥ 本プロポーザルの公告日（以下「公告日」という。）から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止措置等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- ⑦ 公告日から見積合わせの日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成25年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ⑧ 公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入しているものであること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されているものはこの限りではない。
なお、特定企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。
- ⑨ 特定企業体で参加する場合の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同様として取り扱うことができるものとする。
- ⑩ 特定企業体で参加する場合における運用形態及び代表者の選定等については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。

(7) 工事における配置技術者

技術協力業務完了後、本工事の契約を結ぶ際には次の資格を有する監理技術者の配置を求める。ただし、当該監理技術者は技術協力業務に係る管理技術者との兼任は認める。

- ① 単体又は特定企業体の代表者は次の要件を有する者を本工事の監理技術者として専任で配置できること。
 - ア 次のいずれかの要件を有すること
 - ・ 建築業法（昭和24年法律第100号）による一級建築施工管理技士
 - ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。
 - イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。
 - ウ 特定企業体の場合の代表構成員以外の構成員は上記ア、イの要件を満たす担当技術者を専任で配置すること。
- ② 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する技術提案者と本工事の見積合わせの提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項本文に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。
- ③ 工事価格見積合わせ後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(8) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

4 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。

- (2) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) このプロポーザルに参加する者及び関係者が、優先交渉権者の特定が終了するまでの間、選定委員会委員に対し直接又は間接を問わず接触したとき。

5 手続き等

- (1) 説明書の交付期間、提出場所及び方法
 - ① 交付期間 平成28年5月10日(火)～6月16日(木)
 - ② 交付方法 埼玉県ホームページからダウンロード
- (2) 設計図書の送付について
 - ① 交付期間 平成28年5月10日(火)～6月16日(木)
 - ② 交付方法 設計図書送付申請書の受付をもって、ファイル送受信システムによる発送
- (3) 技術提案書の提出期間、提出場所及び方法
 - ① 提出期間 平成28年6月7日(火)から平成28年6月22日(水)
 - ② 提出場所 「10 窓口・問い合わせ先」に同じ
土日を除く9:00～17:00(事前連絡のうえ来庁すること)
 - ③ 提出書類 「6 技術提案書の内容」参照
 - ④ 提出部数 9部(正本1部、写し8部)
 - ⑤ 提出方法 持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等の者に限る。)により提出するものとする。なお、電送によるものは受け付けない。必着とする。
- (4) 質問書の受付及び回答
 - ① 受付期限 平成28年5月24日(火)午後5時まで
 - ② 受付場所 「10 窓口・問い合わせ先」に同じ
 - ③ 受付方法 様式第1号
電子メールによる。なお、原則として電話での質問には応じない。
質問書には、「熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務」と明記するとともに、質問者の会社名・住所・担当者氏名・電話番号・メールアドレスを記載すること。
 - ④ 回答方法 平成28年6月6日(月)
質問に対する回答は上記に示す日に埼玉県ホームページ上で掲示する。技術提案書の提出者は、質問の有無にかかわらず、埼玉県ホームページに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、技術提案書を提出すること。
なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての技術提案書の提出者に適用する。
また、技術提案書の提出者から質問がない場合でも埼玉県ホームページを利用して発注者から技術提案書の提出者へのお知らせを掲示することがある。

6 技術提案書の内容

- (1) 技術提案書 様式第6-1号～様式第14号
- (2) 技術提案書の体裁
 - ・様式第6-1・6-2・10-1・10-2号はA4縦、その他に関してはA3横(横書き、左綴じ(正本のみ袋綴じ))
 - ・文字サイズは、10ポイント以上とし、ページ番号を付すこと。
 - ・様式11-2号は10ページ以内で作成する。
- (3) 技術提案書の評価内容 別表1のとおり
- (4) 電子データの提出 技術提案書を提出する際に、併せてCD-Rにて提出すること。また、ウイルスチェックを行ってあるものとする。

7 業務委託事業者の特定

- (1) 選定委員会
公募型プロポーザル方式の採用に伴い、参加者からの技術提案の評価を公平円滑に進めるため、発注者は、学識経験者を含む7名で構成する「熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）による審査を行う。
- (2) 選定委員
選定委員については、優先交渉権者の特定結果を公表するときに合わせて公表する。
- (3) 選定委員会による審査
選定委員会による審査は、技術提案書の内容及びヒアリングによる。
 - ① 実施日 平成28年7月上旬以降(別途通知する)
 - ② 実施場所 別途通知する。
 - ③ 審査時間 1技術提案書あたり30分程度とする。(説明時間20分程度、質疑応答10分程度)
 - ④ 説明者 本業務に配置予定の管理技術者1名及びその他2名以内とする。
- (4) 評価基準 評価基準は別表2のとおり。
- (5) 技術提案書の提出者が一者のみの場合でも、審査は実施するものとする。
- (6) 選定委員会は、上記の審査により、合計点数の最も高い優先交渉権者の特定をする。
- (7) 同点の場合は、別紙技術提案書作成要領に記述された基準に基づき算定された提案縮減工事費が安い順に優先交渉権者とする。

8 優先交渉権者の特定結果

- (1) 優先交渉権者の特定結果は、埼玉県ホームページで公表する。
- (2) 優先交渉権者として特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。
- (3) 優先交渉権者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知する。

9 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (4) プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング審査の参加費用は、すべて参加者の負担とする。
- (5) 技術提案書に記載した管理技術者その他の担当者の配置は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。
- (6) 提出された技術提案書等の知的所有権は、提出した者に所属するが、埼玉県は、選定作業等において必要な範囲において複製を作成することがある。
なお、提出された書類は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (7) 特定後、技術提案書の提出をした会社名等は公表することがある。
- (8) 本業務の業務委託事業者の決定に係るスケジュールは次のとおり。
 - ① 告示 平成28年5月10日(火)
 - ② 説明書の配布期間 平成28年5月10日(火)～6月16日(木)
 - ③ 質問書の受付期限 平成28年5月24日(火)午後5時まで
 - ④ 技術提案書の提出期限 平成28年6月22日(水)
 - ⑤ 選定委員会の開催 平成28年7月上旬
 - ⑥ 優先交渉権者の決定 平成28年7月中旬

10 窓口・問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
 埼玉県都市整備部公園スタジアム課 ラグビー場整備担当
 電話 048-830-5408 F A X 048-830-4883
 E-mail a5400-01@pref.saitama.lg.jp

別表 1 技術提案書の評価内容

評価項目	内容
(1) 業務の実施方針	①配置予定監理技術者の実績 ②業務の実施体制
(2) 工程・施工計画について	①工程・施工計画に係る具体性・実現性・安全性、工期短縮等 ②フィールド使用の即時性や熊谷スポーツ文化公園内の安全性等 ③労務、資機材等の逼迫状況に係る調達計画
(3) 事業費の縮減について	①コスト管理・縮減の手法 イニシャルコストの縮減手法 ②設計説明書の概算工事費、事業費縮減の取組提案
(4) 環境共生への配慮に関する提案	環境に与える負荷の軽減への対処
(5) 維持管理に関する提案	建物や設備等に係る維持管理のしやすさについての提案
(6) その他当該工事に係る課題抽出とその解決策の提案	上記以外の本計画における課題・問題点と解決方法の提案

別表2 評価基準

評価項目	評価基準	配点	
(1) 業務の実施方針	①配置予定監理技術者の実績	5点	
	5,000席以上の実績のある者		3点
	7,000席以上の実績のある者		5点
	②業務の実施体制 ・技術協力業務、施工管理業務のそれぞれについて十分な実施体制となっているか ・業務実施に係る関係者との協力関係構築に向けた対策は十分か ・大型映像装置等の予定専門会社選定に係る配慮は十分か	5点	
(2) 提案を求める課題	以下の項目ごとに評価する。	140点	
	①工程・施工計画について	45点	
i	・計画の具体性、実現性、安全及び他工区の施工者等との協力等について十分に考慮した工程・施工計画になっているか（工期短縮に関する提案がある場合は併せて提案を行い、工程・施工計画も工期短縮を行ったもので記述すること。独自技術等により工期短縮を行った場合はその手法についても記述すること。）	30点	
ii	・フィールド使用の即時性や隣接グラウンドの使用継続性及び熊谷スポーツ文化公園内の安全性についての対策が適切か	10点	
iii	・労務、資機材等の逼迫状況に対処するための調達計画となっているか	5点	
	②事業費の縮減について	75点	
i	・技術協力業務、工事の各段階におけるコスト管理手法は適切か ・イニシャルコストの縮減手法は適切か	10点	
ii	・概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書の適正さ ・提案縮減工事費 ・独自技術等による工事費縮減の取組及びその具体性、実現性等	65点	
	③環境と共生への配慮に関する提案 ・資源の消費や廃棄物の発生が環境に与える負荷の軽減に適切に対処するものとなっているか	5点	
	④維持管理に関する提案 ・建物や設備等に係る維持管理のしやすさについての工夫がされているか	10点	
	⑤その他当該工事に係る課題抽出とその解決策の提案 ・その他の課題、問題点等についての認識と解決方法	5点	
合計点数		150点	